

低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定方法

<営繕以外の工事>

- 1 直接工事費（注1）の97%
- 2 共通仮設費（注2）の90%
- 3 現場管理費（注3）の90%
- 4 一般管理費（注4）の68%

1～4の計 低入札調査基準価格／最低制限価格の算定基礎額

※ 予定価格の75%～94%の範囲とします。

※ 総合評価の場合を除き、低入札調査基準価格／最低制限価格の算定基礎額にランダム係数(1.000～1.003)を乗じたものを低入札調査基準価格／最低制限価格とします。

※ 低入札調査基準価格の算定基礎額の98%を失格基準価格とします。

注1 設計内訳書の直接工事費（工場製作に係る工場純工事費（鋼橋上部工での間接労務費を除きます。）を計上している場合や、機械器具設置工事・電気工事・管工事で機器費・機器単体費・製作原価を計上している場合は、それを加えます。）

注2 設計内訳書の共通仮設（鋼橋上部工での間接労務費を計上している場合は、それを加えます。）

注3 設計内訳書の現場管理費（鋼橋上部工での工場管理費を計上している場合や、機械器具設置工事・電気工事・管工事で据付間接費・設計技術費・機器間接費を計上している場合は、それを加えます。）

注4 設計内訳書の一般管理費等

※ 設計内訳書により、表記が一部異なることがあります。

<営繕工事>

- 1 {直接工事費－（直接工事費の10%）}の97%
- 2 共通仮設費の90%
- 3 {現場管理費＋（直接工事費の10%）}の90%
- 4 一般管理費の68%

1～4の計 低入札調査基準価格算定基礎額／最低制限価格算定基礎額

※ 予定価格の75%～94%の範囲とします。

※ 総合評価の場合を除き、低入札調査基準価格／最低制限価格の算定基礎額にランダム係数(1.000～1.003)を乗じたものを低入札調査基準価格／最低制限価格とします。

※ 低入札調査基準価格の算定基礎額の98%を失格基準価格とします。

注1 設計内訳書の直接工事費

注2 設計内訳書の共通仮設費

注3 設計内訳書の現場管理費

注4 設計内訳書の一般管理費等

※ 設計内訳書により、表記が一部異なることがあります。

<測量>

- 1 直接測量費の100%
- 2 測量調査費の100%
- 3 諸経費の 50%

1～3の計 低入札調査基準価格／最低制限価格の算定基礎額

※ 予定価格の3分の2～82%の範囲とします。

※ 総合評価の場合を除き、低入札調査基準価格／最低制限価格の算定基礎額にランダム係数(1.000～1.003)を乗じたものを低入札調査基準価格／最低制限価格とします。

※ 低入札調査基準価格の算定基礎額の98%を失格基準価格とします。

<建築設計、建築関係の設備設計>

- 1 直接人件費の100%
- 2 特別経費の100%
- 3 技術料等経費の60%
- 4 諸経費の60%

1～4の計 低入札調査基準価格/最低制限価格の算定基礎額

※ 予定価格の3分の2～81%の範囲とします。

※ 総合評価の場合を除き、低入札調査基準価格/最低制限価格の算定基礎額にランダム係数(1.000～1.003)を乗じたものを低入札調査基準価格/最低制限価格とします。

※ 低入札調査基準価格の算定基礎額の98%を失格基準価格とします。

<土木設計、土木関係の設備設計>

- 1 直接人件費の100%
- 2 直接経費の100%
- 3 その他原価の90%
- 4 一般管理費等の50%

1～4の計 低入札調査基準価格/最低制限価格の算定基礎額

※ 予定価格の3分の2～81%の範囲とします。

※ 総合評価の場合を除き、低入札調査基準価格/最低制限価格の算定基礎額にランダム係数(1.000～1.003)を乗じたものを低入札調査基準価格/最低制限価格とします。

※ 低入札調査基準価格の算定基礎額の98%を失格基準価格とします。

<地質調査>

- 1 直接調査費の100%
- 2 間接調査費の90%
- 3 解析等調査業務費の80%
- 4 一般管理費等の50%

1～4の計 低入札調査基準価格/最低制限価格の算定基礎額

※ 予定価格の3分の2～85%の範囲とします。

※ 総合評価の場合を除き、低入札調査基準価格/最低制限価格の算定基礎額にランダム係数(1.000～1.003)を乗じたものを低入札調査基準価格/最低制限価格とします。

※ 低入札調査基準価格の算定基礎額の98%を失格基準価格とします。

<補償調査>

- 1 直接人件費の100%
- 2 直接経費の100%
- 3 その他原価の90%
- 4 一般管理費等の50%

1～4の計 低入札調査基準価格/最低制限価格の算定基礎額

※ 予定価格の3分の2～81%の範囲とします。

※ 総合評価の場合を除き、低入札調査基準価格/最低制限価格の算定基礎額にランダム係数(1.000～1.003)を乗じたものを低入札調査基準価格/最低制限価格とします。

※ 低入札調査基準価格の算定基礎額の98%を失格基準価格とします。

<測量、建築設計、土木設計、地質調査又は補償調査のいずれにも該当しない工事の設計等の業務>

予定価格の3分の2 低入札調査基準価格/最低制限価格の算定基礎額

※ 総合評価の場合を除き、低入札調査基準価格/最低制限価格の算定基礎額にランダム係数(1.000～1.003)を乗じたものを低入札調査基準価格/最低制限価格とします。

※ 低入札調査基準価格の算定基礎額の98%を失格基準価格とします。

詳しくは、京都市入札情報館の「制度」のページに掲載している「規則・要綱・要領集」から、「工事の請負に係る最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格の算定基準について」、「工事の設計等の業務委託に係る最低制限価格の算定基準について」を御覧ください。
（「規則・要綱・要領集」のURL）

<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/pdf/hourei.pdf>